

議案第 4 号

平成27年第1回沖縄県議会における条例制定に係る教育委員会の意見開陳について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第2項の規定による県議会から意見を求められた、平成27年第1回沖縄県議会提出議案「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」による「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の規定に基づく沖縄県教育委員会の職務権限の特例に関する条例」の一部改正に対する意見を別紙のとおり定める。

平成27年2月18日

沖縄県教育委員会

(別紙)

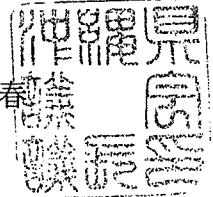
乙第28号議案「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」のうち「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の規定に基づく沖縄県教育委員会の職務権限の特例に関する条例」の一部改正につきましては、法律の改正に伴う条ずれの是正を行うものであり、適当であると考えます。



沖議局第1323号
平成27年2月12日

沖縄県教育委員会
委員長 泉川 良範 殿

沖縄県議会議長
喜納 昌春



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第2項
の規定による意見の聴取について

2月19日招集の平成27年第1回沖縄県議会（定例会）に知事から提出される議案中、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」に関して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第2項の規定により貴委員会の意見を聴く必要がありますので、当該条例に対する意見を求めます。

なお、貴委員会の意見は2月19日午前10時から開議される会議において口頭によって開陳していただく所存であります。



新旧対照表（「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」関係）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）新旧対照表（抜粋）	
改正後	改正前
<p>(職務権限の特例)</p> <p><u>第二十三条</u> 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は<u>全て</u>を管理し、及び執行することとすることができる。</p> <p>一 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。</p> <p>二 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。</p> <p>2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>(職務権限の特例)</p> <p><u>第二十四条</u>の二 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は<u>すべて</u>を管理し、及び執行することとすることができる。</p> <p>一 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。</p> <p>二 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。</p> <p>2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。</p>
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の規定に基づく沖縄県教育委員会の新旧対照表	
改正案	現行
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく沖縄県教育委員会の職務権限の特例に関する条例</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。</p> <p>(1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。</p> <p>(2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の規定に基づく沖縄県教育委員会の職務権限の特例に関する条例</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第24条の2第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。</p> <p>(1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。</p> <p>(2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。</p>